（別紙４）

仕　様　書（案）

１　名称

令和元年度　企業間専門人材派遣支援モデル事業（岩手、宮城及び福島県共通）

２　目的

東日本大震災により多大な被害を受けた地域では、震災による大幅な人口減少と労働市場の改善等により、人材不足が深刻な課題となっており、企業の再生を通じて復興を加速化するためにも事業再開、販路拡大及び人材確保に係わる支援が求められている。

このため、被災地外の大企業等において専門的知識、経験を得た人材が被災地企業に出向又は転職することにより、当該企業が抱える課題解決を図り、その経営を改善し企業価値を向上し、人材獲得力の向上を図ることを目的とする。

（注１）「被災地企業」とは、岩手県、宮城県若しくは福島県の沿岸市町村又は福島県の原子力被災 12 市町村（以下「対象地域」という）及び対象地域に隣接する市町村に所在する企業をいう。

（注２）本事業における「出向」は、出向期間終了後は出向元企業に戻ることを前提とする。なお、出向期間終了後又は出向期間中に、専門人材本人の希望により受入被災地企業に転職することは妨げない。

（注３）「転職」とは、求職者（過去に企業経営者・事業主であった者を含む。）が、本事業により受入被災地企業へ就業することをいう。ただし、本事業への応募時点で在職中であった者が、その離職後、本事業により受入被災地企業で就業することを含む。

３　内容

本事業は、被災地企業における人材不足の解消、人材獲得力の向上、生産効率の改善、復興・業績回復等のためのプロジェクトの実施、その他経営課題の解決に資するため、大企業等で数年以上、経営企画、人事・労務管理、社員教育、生産管理、衛生管理、商品、開発、営業、販路開拓、海外事業等の業務に従事し、当該業務の専門的知識、経験を有する専門人材（以下、「専門人材」という。）を最低３カ月以上の期間、被災地企業に就業させ、もって被災地企業の活性化を実現するためのモデル事業である。

本事業は、岩手県、宮城県及び福島県の各県毎に一事業者に委託する。（合計：三事業者）

①　各受託者は、それぞれの県内で 20 名の専門人材を就業させることを目指す。

②　対象となる被災地企業の課題を整理し、必要とする人材像を明確化するためのコンサルティングを行うこと

③　①及び②から得られた知見等を調査・分析し、報告書として提出すること

を実施する。

具体的には、それぞれの県内において、以下の（１）から（11）までを実施する。

（１）受入被災地企業の募集・開拓・コンサルティング

被災地企業に対し、専門人材を活用することの魅力、可能性などについて研修（例：経営者・従業員参加型の座学研修等）・アドバイス（例：企業から受けた人材活用に関する課題へのメール・電話での回答）等を実施することを通じ、人材不足の解消、生産効率の改善等の経営課題を抱える被災地企業を募集・開拓する。また、被災地企業の課題を整理するためのコンサルティングを行い、その解決に必要となる人材像を明らかにした上で専門人材が魅力を感じる要件（例：働きがいを感じられる求人の要件等）を設定するなどの指導を被災地企業に対して行うこと。

（２）専門人材の募集・研修

被災地企業で必要とされている人材ニーズを把握した上で、被災地外の企業の人事部への働きかけや、広告媒体での募集、研修など、最も効果的だと思料する手法により、専門人材を広く募集すること。

また、専門人材が能力を発揮し、被災地企業の企業価値を高めるために、専門人材に対して、マインドセットの変革やスキルの棚卸し等の研修を実施すること。

（３）受入被災地企業と専門人材のマッチング

（１）の受入被災地企業に、（２）の専門人材をマッチングさせること。その際には受入被災地企業のニーズや、専門人材の希望及び出向元企業の意向を踏まえ、総合的に調整を図り、合意形成を行うこと。

（４）受入被災地企業に対する専門人材の活用研修及び定着支援

マッチングの内定後、当該専門人材の能力やパーソナリティ等を踏まえ、受入被災地企業が専門人材を上手く活用するためのノウハウについてのアドバイス等を実施すること。また、専門人材を活用して経営課題の解決・改善等に向けて、どのようにアプローチすべきか、受入被災地企業においてどのようなバックアップ体制を構築することが望ましいか等について、必要に応じて専門家等を活用しアドバイスを行うこと。

業務以外の内容についても、受入被災地企業と専門人材の双方に対し、定期的なフォローアップや訪問、アドバイス等を随時実施することにより定着を図ること。

（５）専門人材に対する対象地域での定着支援

専門人材の対象地域への定着及び一層の活躍を支援するため、対象地域の中で受入被災地企業が多い地域を選定し、セミナー又は研修会、個別訪問等を実施すること。

また、専門人材の定着に向け、専門人材に対し、①就業地域の理解を目的とした研修（例：対象地域の人や企業関係者を招いての研修会）、②対象地域で活躍するためのノウハウ（例：地域資源の活用法、チームビルディング、発想法、成功事例の共有等）の取

得を目的とした研修、③専門人材間の交流会、④専門人材への個別相談等を行うこと。

（６）本事業の周知に向けた協力依頼

公的機関等（地方公共団体、商工会、観光協会等）に対し、被災地企業への周知について協力を依頼すること。

これらの各種機関から対象となる被災地企業の情報が寄せられた場合は、復興庁（以下「当庁」という。）に報告の上、他県の受託者に対しても当該情報を提供し、マッチングの可能性を高めるようにすること。

また、当庁が人材確保対策に特化したサイトを作成する場合は、コンテンツの作成に協力すること。

（７）専門人材受入奨励金の支払い及び精算

受託者は、受入被災地企業に対し次の「奨励金内訳表」に基づき奨励金を支給し、「住居費用」、「移転費用」及び「生活支援費用」については、受入被災地企業から専門人材へ支払わせること。

なお、専門人材１人当たりの奨励金の上限は、①出向型：140 万円、②転職型：60 万円とすること。

また、同一企業において、２人目を受け入れる場合の上限は、当該２人目につき①出向型：80 万円、②転職型：30 万円、３人目を受け入れる場合の上限は、当該３人目につき①出向型：40 万円、②転職型は 15 万円とすること。

なお、２人目及び３人目の受入における費用内訳に関しては、上限額以内であれば専門人材の必要性に応じて住居費用・移転費用・職場改善費用・生活支援費用に充てることができる。

受託者が専門人材の「定着」（２か月以上出向しており、出向期間（3 か月以上）を満了する意思を示していること若しくは転職の場合は、２カ月以上就業しており今後、１年以上継続して就業する意思を示していること）を確認した後に、受入被災地企業に対して費用を支給すること。

なお、支給基準等の詳細については、今後、当庁と協議した上、策定すること。

≪奨励金内訳表≫

項目	支援金額		対象となる費用等
	① 出向型	② 転職型	
住居費用	対象となる費用の二分の一とし、30万円まで 但し、宿泊費については、1泊2,500円かつ1か月5万円まで	支給せず。	・移転に伴う住宅費用。（家賃） ・出向期間の1ヵ月あたりの対象となる費用：10 万円を上限に6ヵ月（6回）まで奨励金を支給する。又は、宿泊の場合は、住宅が確保できるまでの一時的な宿泊費として支給するが、事業終了までの支払った額を限度とする。
移転費用	30 万円まで		・就業のために必要な居住地までの移転費用（注5）。（引越費用、赴任旅費など。出向又は、転職が決定した日以降に、住居探しなどの事前準備のために居住地を訪れる際の旅費を含む。） （引越費用には、同居親族の移転に掛かる費用を含む。）
職場改善費用	対象となる費用の二分の一とし、30 万円まで		・専門人材の確保・定着などを図るために実施する職場環境の改善や今後の人材獲得につながるソフト事業に係る費用
生活支援費用	50 万円まで	支給せず	・直近の年間給与額（見込み金額）が、出向前の同収入を下回ることが見込まれる場合、下回った金額を上限とした生活支援費。・被災地域の公共交通機関の不便さを考慮したガソリン代、暖房などの燃料費等。
支払総額の上限額	140 万円	60 万円	(注4)同一企業において2人目以降を受け入れる場合については、p3（7）を参照のこと。

（注5） 旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律（以下「国家公務員旅費法」という。）の基準に基づき支給する。

（８）面接旅費の支給

（７）の奨励金とは別に当庁と協議して定めた基準に基づき、専門人材が内定を得るまでに受入被災地企業との面接に係る旅費を専門人材に対し支給する。

（９）事業目標達成へ向けた報償費

当庁は、本事業の受託者に対し専門人材１名当たり 35 万円を支払う。なお、一受託者当たりの限度額は 700 万円とする。

（１０）事業の取組内容の効果検証に関する報告書の作成

本事業におけるマッチングの成果や、専門人材のマッチングにより解決した課題、又は解決への道筋が見えた課題、今後の事業の成長への期待等について検証し、マッチング事例の全て、及びマッチングしなかった事例のうち特徴的な事例を２件程度選定し、調査及び分析を実施した上で、成果を事業終了時までにとりまとめること。

なお、調査分析の対象とする事例は、当庁と協議の上、決定すること。

また、本事業の効果検証のため、①マッチング、受入被災地企業や専門人材への研修、実施マッチング後の就業状況、②受入被災地企業の企業価値向上のための取組成果、③受入被災地企業の専門人材への評価について、受入被災地企業や専門人材等からヒアリング等の方法による検証を行い、本事業の改善点を明らかにした上で、当庁に対し現実的な提案を行うこと。

（例：受入被災地企業の専門人材の活用についての意識（コスト意識を含む）の変化等、マッチング事業そのものの効率化やコストの低減策、専門人材が受入被災地企業においてより一層活躍するための課題と提案。）

加えて、過年度のマッチング事例やマッチングしなかった事例の被災地企業や専門人材について、当庁と協議の上、フォローアップを行うこと。

（１１）本事業の進捗状況の報告の実施

本事業に係る毎月の実績（求人開拓数、支援者数、マッチング数など）を翌月の初旬に当庁に報告すること。

また、当庁が実績に関する報告を求めた場合は、都度、報告すること。

加えて、本事業における専門人材の受入被災地企業での活躍状況等について、当庁が調査・広報を行う場合は、事例・データの提供等を行うこと。

４　本事業を実施するために要求される資格、知見、経験等

（１）当該事業運営に当たり、広く対象企業や専門人材に周知を図るため、効果的な広報が実施できること。

（２）被災地企業と専門人材を効率的かつ効果的にマッチングを行うことができるための体制を整備できること。

（３）企業が抱える課題解決を図り、専門人材活用に関するノウハウを蓄積し、人材獲得力の向上を図ること被災地企業の経営改善と魅力（企業価値）を向上させ、人材獲得力の向上を図るために十分な知識を有していること。

5　実施期間

契約締結日から令和２年３月 27 日までとする。

6　成果物

（１）調査報告書４部（製本）

（２） 調査報告書を収めたＣＤ－Ｒ（又はＤＶＤ－Ｒ）　１部

（３）その他データを収めたＣＤ－Ｒ（又はＤＶＤ－Ｒ）１部

具体的には、３（１０）に示した内容を含めること。

（注 6）　報告書には、最低限、次の要素を含めること。

・実施した取組の目的
・実施した取組の内容
・実施体制（体制・役割）
・実施スケジュール（実績）
・本年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
・今後の活動見込み

（注 7）　当庁は、本報告書の一部又は全部をホームページに掲載できるものとする。
なお、報告書内に転載資料がある場合、受託者は、必要に応じて著作権者の承諾を得るなどの手続を行うこと。また、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成すること。

（注 8）本事業を実施する上で取得した資料及びデータのうち、ホームページに掲載することが適当ではないものについては、別途、電子ファイルを作成すること。

（４）納入場所

復興庁　雇用促進班

7　実施体制・進行方法

受託者は、以下に基づいて事業を実施すること。

（１）全体スケジュール

ア　受託者は、実施期間内に本仕様書に示す作業をすべて完了させ、当庁の検査に合格すること。

イ　受託者は、前項を実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定す

ること。

ウ　受託者は、作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合、速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

（２）事業の実施に係る組織・人員体制の整備

ア　組織・人員体制の確保

受託者は、３の事業を管理し、業務遂行に責任を有し、復興庁との調整・報告等の事務処理を行う者であって、国及び地方自治体が行う雇用対策の取組及び UIJ ターンや移住促進の取組を理解し、職業紹介事業及び求人情報提供事業に精通している者を事業運営責任者として１名選任するほか、必要な組織・人員体制を確保すること。

イ　事務所の設置

事業を管理し、企業、地方自治体、復興庁と密接な連携を図り、３の事業を実施するため必要な設備の整った事務所を東京都内及び受給対象である県の県庁所在地にそれぞれ１か所設置（県の事務所設置は可能な場合とし、必須としない。）すること。

８　実施に留意すべき事項

（１）　本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。従って、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を受託者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上、決定するものとする。

（２）　年度途中での関係法令及び関係通達等が改廃された場合は、業務方法を変更することがある。なお、変更する際は、当庁は予算額の範囲内で契約金額を変更することができることに留意すること。

（３）　本事業の実施に関して、当庁の監督・指示に従わなければならない。また、本事業の実施に際し、当庁からの質問や臨時の検査、資料の提示等の指示に従わなければならない。

（４）　本事業の調達、契約及び業務の実施に当たって作成し、当庁に提出する全ての文書（紙媒体以外の媒体に記録されている情報を含む。）は、行政文書として情報公開請求の対象となり得るので留意すること。

（５）　受託者が行う提案、報告、相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。

（６）　民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守す

ること。

（７）　本事業を行うに当たって、業務内容の一部を再受託させる予定があるものについては、提案書に、再受託させる業務の内容、再受託する相手方企業（案）及び再受託をさせる理由を記載すること。なお、再受託に当たっては、以下の点に留意すること。

ア　受託者は本事業の実施に当たり、その全部について一括して再受託させてはならない。また、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再受託させてはならない。

イ　その一部について再受託を行う場合には、受託者は原則としてあらかじめ再受託先に受託させる業務の範囲、再受託を行うことの合理性及び必要性、再受託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法について書面により申し出た上で、当庁の承認を得なければならない。また、（１）から（５）までについて再受託先は受託者と同様の義務を負うものとする、

ウ　再受託させる場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

（８）瑕疵担保責任について

ア　受託者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供したときから１年間、担保の責を負わなければならない。

イ　受託者は、本納品物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから１年間、担保の責を負わなければならない。

ウ　当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、受託者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補とともに損害賠償の請求をすることができる。

エ　当庁は、受託者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、本契約の目的を達することができないときは、本契約を解除することができる。

（９）著作権等の取り扱い

ア　成果物及び本契約を履行するに当たり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて、受託者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（ア）　受託者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（イ）　受託者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて、正当な理由が認めらない場合に

おいて、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

イ　成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる、受託者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

ウ　納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

（１０）守秘義務

ア　受託者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏えいしてはならない。

イ　受託者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体すべてを当庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以　上